

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和7年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険制度は、高齢者や障害者が必要な介護サービスを受けられるようにするための社会保険制度で、2000年に導入され、40歳以上の国民が保険料を支払い、65歳以上の高齢者や特定の条件を満たす40歳以上の人々が介護サービスを利用できる仕組み。 介護保険制度の主な目的は、高齢化社会において介護が必要な住民に対して、適切な介護サービスを提供することにより、家族の介護負担を軽減し、介護が必要な人々の生活の質を向上させることを目指している。 介護保険制度の財源は、被保険者が支払う保険料と公費(国、都道府県、市町村の負担)から成り立っており、40歳から64歳までの住民(第2号被保険者)は、医療保険と一緒に介護保険料を支払い、65歳以上の住民(第1号被保険者)は介護保険料単体で、年金から特別徴収することを基本として保険料を支払う。 介護保険制度では、訪問介護、デイサービス、ショートステイ、施設介護などのサービスがあり、利用者は、要介護認定を受けた後、自分の状態に応じたサービスを選択する。要介護認定は、当市が行う調査と医師の意見書に基づいて行われ、要支援1から要介護5までの7段階に分類され、認定結果に応じて、利用できるサービスの内容や量(上限)が決まる。 介護保険に関する主な事務は、 ①介護保険の被保険者資格を管理し、資格台帳を作成する。 ②被保険者証の発行・更新: 被保険者証を発行、必要に応じて更新する。 ③施設入所者などの住所地特例を管理する。 ④要介護認定の申請を受け付け、調査を行い、介護認定審査会で審査・判定を行う。 ⑤介護認定審査会を設置、その運営を管理する。 ⑥介護サービス提供事業者からの請求を審査、介護報酬を支払う。 ⑦利用者が自己負担した費用の償還払いを行う。 ⑧各サービスの支給限度基準額(区分支給限度基準額)を設定、管理する。 ⑨指定居宅介護支援事務所や指定地域密着型サービス事業者などの指定や指定更新を行う。 ⑩サービス提供事業者の基準を設定、遵守状況を監督する。 ⑪地域包括支援センターの設置や地域支援事業を実施する。 ⑫地域住民の健康増進や福祉向上を目的とした事業を行う。 ⑬おおよそ3年ごとに市町村介護保険事業計画を策定、必要に応じて変更する。 ⑭第1号被保険者の保険料率を決定する。 ⑮第1号被保険者から保険料を徴収、管理する。 ⑯介護保険の特別会計を設置、その運営を管理する。 ⑰国や都道府県からの公費負担を申請し、収納する。 である。 市町村は、介護保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格取得や喪失の際に、個人番号を用いて正確な情報管理を行う。 ②要介護認定の申請時に、個人番号を使用して正確な処理を行う。 ③被保険者の保険料を決定し、徴収する際に個人番号を使用して、正確な計算と管理を行う。 ④保険料の減免を申請する際に、申請者の個人番号を確認し、適切な処理を行う。 ⑤高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では、⑤(保険者事務共同処理業務)について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)情報」を提供している。
③システムの名称	介護保険システム、宛名管理システム、要介護認定支援システム、団体内統合宛名システム、統合収納管理システム、統合滞納管理システム、EUCシステム、地方公共団体情報連携中間サーバーシステム、伝送通信ソフト(※) ※) 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
・介護保険事務ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載が、第4欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で法令について介護保険法が規定されている項(2、3、6、27、38、70、116、131、137、145、158の項) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する情報」が含まれる項(131、132の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項) 【国保連合会が実施する保険者事務共同処理業務】 ・介護保険法 第41条第10項及び第176条第1項第1号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 長寿いきがい課
②所属長の役職名	長寿いきがい課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	【経常作業時におけるリスクに対する措置】 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類やUSBメモリは施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・特定個人情報に関する基礎的な知識を全職員が身に着けるように、特定個人情報の取り扱いに関する研修を実施している。 【伝送通信ソフトにおけるリスクに対する措置】 ・伝送通信ソフトでは個人番号を使用せず、指定されたインタフェースのみでデータの送受信を行っている。 【移行作業時におけるリスクに対する措置】 ・システム開発の責任者及び作業者が使用するIDは市側で管理し、アクセス権限を設定することで、作業範囲を超えた操作ができないよう制御するとともに、開発完了後は開発用IDを削除する。 ・移行作業に用いる電磁的記録媒体に格納したファイルについては、暗号化を施すとともに、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去又は返還させる。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(93、94、95の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(12346811263033394256の2586162808794108の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2351722438197106109118120の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(9394の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月25日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 56の2 58 61 62 80 87 94 108の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2 3 5 17 22 43 81 97 106 109 118 120の項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 56の2 58 61 62 80 87 90 94 108の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2 3 5 17 22 43 81 97 106 109 の項)	事後	
令和2年6月3日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 56の2 58 61 62 80 87 90 94 108の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2 3 5 17 22 43 81 97 106 109 の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(93 94の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 56の2 58 61 62 80 87 90 94 108 117 の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2 3 5 17 22 43 81 97 106 109 120 の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(93 94の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(12 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 56の2 58 61 62 80 87 90 94 108の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2 3 5 17 22 43 81 97 106 109 の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(93 94の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(12 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 56の2 58 61 62 80 87 90 94 108の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2 3 5 17 22 43 81 97 106 109 の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(93 94の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・介護保険法に基づき、能代市の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療 保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格取得、資格喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・介護保険法に基づき、能代市の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療 保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格取得、資格喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③保険料の還付 ④保険給付 ⑤高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(12 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 56の2 58 61 62 80 87 90 94 108の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2 3 5 17 22 43 81 97 106 109 の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(93 94の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(12 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 56の2 58 61 62 80 87 90 94 108 117の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2 3 5 17 22 43 81 97 106 109 の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(93 94の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・介護保険法に基づき、能代市の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格取得、資格喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③保険料の還付 ④保険給付 ⑤高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、 情報提供	・介護保険法に基づき、能代市の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格取得、資格喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③保険料の還付 ④保険給付 ⑤高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請	事後	
令和7年1月30日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一（68の項）	・番号法第9条第1項及び別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第50条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(12346811263033394256の258616280879094108117の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2351722438197106109の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(9394の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載が、第4欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で法令について介護保険法が規定されている項(2、3、6、27、38、70、116、131、137、145、158の項) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する情報」が含まれる項(131、132の項)	事後	
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類やUSBメモリは施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 また、特定個人情報に関する基礎的な知識を全職員が身に着けるように、特定個人情報の取り扱いに関する研修を実施している。	事後	
令和7年1月30日	9. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	8. 人手を介在させる作業判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類やUSBメモリは施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 また、特定個人情報に関する基礎的な知識を全職員が身に着けるように、特定個人情報の取り扱いに関する研修を実施している。	【経常作業時におけるリスクに対する措置】 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類やUSBメモリは施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・特定個人情報に関する基礎的な知識を全職員が身に着けるように、特定個人情報の取り扱いに関する研修を実施している。 【伝送通信ソフトにおけるリスクに対する措置】 ・伝送通信ソフトでは個人番号を使用せず、指定されたインタフェースのみでデータの送受信を行っている。 【移行作業時におけるリスクに対する措置】 ・システム開発の責任者及び作業者が使用するIDは市側で管理し、アクセス権限を設定することで、作業範囲を超えた操作ができないよう制御するとともに、開発完了後は開発用IDを削除する。 ・移行作業に用いる電磁的記録媒体に格納したファイルについては、暗号化を施すとともに、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去又は返還させる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・介護保険法に基づき、能代市の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格取得、資格喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③保険料の還付 ④保険給付 ⑤高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請	介護保険制度は、高齢者や障害者が必要な介護サービスを受けられるようにするための社会保険制度で、2000年に導入され、40歳以上の国民が保険料を支払い、65歳以上の高齢者や特定の条件を満たす40歳以上の人々が介護サービスを利用できる仕組み。 介護保険制度の主な目的は、高齢化社会において介護が必要な住民に対して、適切な介護サービスを提供することにより、家族の介護負担を軽減し、介護が必要な人々の生活の質を向上させることを目指している。 介護保険制度の財源は、被保険者が支払う保険料と公費（国、都道府県、市町村の負担）から成り立っており、40歳から64歳までの住民（第2号被保険者）は、医療保険と一緒に介護保険料を支払い、65歳以上の住民（第1号被保険者）は介護保険料単体で、年金から特別徴収することを基本として保険料を支払う。 介護保険制度では、訪問介護、デイサービス、ショートステイ、施設介護などのサービスがあり、利用者は、要介護認定を受けた後、自分の状態に応じたサービスを選択する。要介護認定は、当市が行う調査と医師の意見書に基づいて行われ、要支援1から要介護5までの7段階に分類され、認定結果に応じて、利用できるサービスの内容や量（上限）が決まる。 介護保険に関する主な事務は、 ①介護保険の被保険者資格を管理し、資格台帳を作成する。 ②被保険者証の発行・更新: 被保険者証を発行、必要に応じて更新する。 ③施設入所者などの住所地特例を管理する。 ④要介護認定の申請を受け付け、調査を行い、介護認定審査会で審査・判定を行う。 ⑤介護認定審査会を設置、その運営を管理する。 ⑥介護サービス提供事業者からの請求を審	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載が、第4欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で法令について介護保険法が規定されている項(2、3、6、27、38、70、116、131、137、145、158の項) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する情報」が含まれる項(131、132の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載が、第4欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で法令について介護保険法が規定されている項(2、3、6、27、38、70、116、131、137、145、158の項) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する情報」が含まれる項(131、132の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項) 【国保連合会が実施する保険者事務共同処理業務】 ・介護保険法 第41条第10項及び第176条第1項第1号	事後	
令和7年8月19日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月19日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム	介護保険システム、宛名管理システム、要介護認定支援システム、団体内統合宛名システム、統合収納管理システム、統合滞納管理システム、EUCシステム、地方公共団体情報連携中間サーバーシステム、伝送通信ソフト(※) ※) 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	